

女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割

The Position and Role of “Provisional Teacher-Training Institute” in the History of Women’s Physical Education Teacher’s Training

掛水 通子

はじめに

明治期から昭和旧教育制度期¹⁾までの中等教員養成の主流は、教員養成を目的とした官立学校である高等師範学校(以下高師と略す)によるものであった。しかし、教員不足を補うため、他にルートが設けられた。一つは、教員養成を目的とした官立学校として設置された臨時教員養成所(以下臨教と略す)であり、一つは文部省教員検定試験である。教員検定試験は試験検定と無試験検定に分けられ、無試験検定の資格は官公私立の指定校、許可校に与えられた。

臨教は、教員不足教科に応じて設置、廃校するもので、全国の官立学校に付設し、校舎も教員もその学校のもの兼ねていた。臨教の概要に関しては『明治以降教育制度発達史』、『学制百年史』や『学校の歴史第五巻教員養成の歴史』等にすでに明らかにされている。しかし、『明治以降教育制度発達史』は1932(昭和7)年までの記述であり、『学校の歴史第五巻教員養成の歴史』は昭和中期以後の記述に乏しく、東京女子臨時教員養成所(以下東京女子臨教と略す)の記述がない。近年は杉森を中心に、根生、坂本らにより臨教の個別研究が進んできた。杉森は「臨教は戦前中等教員の『計画的養成』政策の戦略的拠点であったと位置づけることができよう」(杉森、2000b、p.73.)と結んでいる。杉森(1997、2000a、2000b、2008a、2008b)は臨教全体と家政系学科、根生(1999、2004)は数学科、坂本(2008)は音楽科に関する臨教について研究を進めている。女子体育教師養成²⁾を行っていた臨教は何れも東京女子高等師範学校(以下東京女高師と略す)に付設されていた第六臨教と東京女子臨教である。第六臨教体操

科に関しては国枝(1969、1970)の日本体育学会での口頭発表があるが、論文にはまとめられていない。中村(1985、1989)は体操科教員資格制度に関する詳細な研究のなかで、第六臨教、東京女子臨教の概要、卒業生数等を明らかにしている。掛水(1986、1987)も臨教について述べている。しかし、これらの研究では、女子体育教師養成史における臨時教員養成所の位置と役割については考察していない。

本研究では、臨教全体のなかの第六臨教と東京女子臨教の位置付け、第六臨教、東京女子臨教での女子体育教師養成、女子高等師範学校(以下女高師と略す)と臨教での女子体育教師養成の関係を明らかにする。これらから臨教が女子体育教師養成に及ぼした影響を明らかにすることにより、女子体育教師養成史における臨教の位置と役割を考察する。

1. 臨時教員養成所全体のなかの第六臨時教員養成所と東京女子臨時教員養成所

1875(明治8)年に東京師範学校に中学師範学科が付設され、中等教員養成が始まった。1886(明治19)年の師範学校令で師範学校を尋常と高等に分け、高師は東京に1校設けることになったので、東京師範学校は高師へ改組され、中等教員養成をすることになった。1890(明治23)年に高師女子部は高師から独立して女子高等師範学校(以下女高師と略す)となった。この2校では中等教員は不足し、1902(明治35)年に広島高師が設立され、東京の高師は東京高師と名称変更した。この時、中等教員の不足にさらに対応するため、1902(明治35)年3月27日³⁾に勅令第百号「臨時教員養成所官制」(国立公文書館

所蔵)が公布された。

第一條 臨時教員養成所ハ師範
 學校中學校及高等女學校ノ教員
 タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 臨時教員養成所ハ文部
 大臣ノ指定スル帝國大学及直轄
 諸學校内ニ之ヲ置ク

第三條 臨時教員養成所ハ當該
 帝國大学總長及直轄諸學校長ヲ
 シテ之ヲ管理セシム

第四條 臨時教員養成所二教授及
 書記ヲ置ク教授ハ奏任トシ各所
 ヲ通シ専任六人ヲ以テ定員トス生
 徒ノ教授ヲ掌ル

書記ハ判任トシ各所ヲ通シ専任
 三人ヲ以テ定員トス上官ノ命ヲ承
 ケ庶務二従事ス

臨時教員養成所管理者ハ講師ヲ
 囑託シ授業ヲ擔任セシムルコトヲ
 得

第五條 臨時教員養成所ノ名称ハ
 文部大臣之ヲ定ム

同月29日に「臨時教員養成所規程」
 (文部省、1906、p.14)が定められ、
 5校の臨教が設置された。「第二條
 各學科ノ修業年限ハ二個年トス」と定
 められ、当初は二年の修業年限であつ
 したが、のちに「二個年乃至三個年」と
 なった。当初は「第十一條 入学試
 験ハ中學校卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ
 行フ但シ中學校師範學校卒業者に限
 リ時宜ニ因リ試験ヲ行ハサルコトヲ得」
 と定められたが、東京女高師にも臨教
 が設置されたことにより、「第十一條
 入学試験ハ男子ニ在リテハ中學校卒
 業女子ニ在リテハ修業年限四箇年ノ
 卒業ノ程度ニ依リテ之ヲ行フ」と、修
 正された。

臨教全体を捉えるために、杉森が
 作成した「巻末表1 臨時教員養成所

表1 臨時教員養成所の設置・廃止と学科の概要

名前(設置学校)	年度	第一臨教(東京帝大)	第二臨教(第一高)	第三臨教(第二高)	第四臨教(第三高)	第五臨教(東京外語)	第六臨教(東京女高師)	第七臨教(京都帝大)	第八臨教(九州帝大)	第九臨教(東北帝大)	第十臨教(第四高)	第十一臨教(浜松高工)	第十二臨教(東京外語)	第十三臨教(第五高)	第十四臨教(小高高師)	第十五臨教(佐賀高)	第十六臨教(北海道帝大)
	1902 (明治35)	国語漢文・博物	物理化学	数学	英語	英語	英語・家事一部・家事二部・家事裁縫・体操家事・理科家事・国語漢文・歴史地理	国語漢文・数学	数学・物理化学	数学・物理化学	物理化学・国語漢文	数学・物理化学	英語	数学・国語漢文	英語	歴史地理	博物
	1903 (明治36)																
	1904 (明治37)																
	1905 (明治38)																
	1906 (明治39)																
	1907 (明治40)																
	1908 (明治41)																
	1909 (明治42)																
	1910 (明治43)																
	1911 (明治44)																
	1912 (明治45)																
	1913 (大正2)																
	1914 (大正3)																
	1915 (大正4)																
	1916 (大正5)																
	1917 (大正6)																
	1918 (大正7)																
	1919 (大正8)																
	1920 (大正9)																
	1921 (大正10)																
	1922 (大正11)	英語・歴史地理・国漢・教・英・博物・物理化学	英語・物理化学・国漢・数学・歴史地理・図手	数学・理科・歴史地理・国語漢文	音楽	英語・歴史地理・国語漢文	英語・家事一部・家事二部・家事裁縫・体操家事・理科家事・国語漢文・歴史地理	国語漢文・数学	数学・物理化学	数学・物理化学	物理化学・国語漢文	数学・物理化学	英語	数学・国語漢文	英語	歴史地理	博物
	1923 (大正12)																
	1924 (大正13)																
	1925 (大正14)																
	1926 (大正15)																
	1927 (昭和2)																
	1928 (昭和3)																
	1929 (昭和4)																
	1930 (昭和5)																
	1931 (昭和6)																
	1932 (昭和7)																
	1933 (昭和8)																
	1934 (昭和9)																
	1935 (昭和10)																
	1936 (昭和11)																
	1937 (昭和12)																
	1938 (昭和13)																
	1939 (昭和14)																
	1940 (昭和15)																
	1941 (昭和16)																
	1942 (昭和17)																
	1943 (昭和18)																
	1944 (昭和19)																
	1945 (昭和20)																
	1946 (昭和21)																
	1947 (昭和22)																

(注)
 杉森知也、臨時教員養成所の設立と機能について、教育学雑誌(日本大学教育学会)31号、p.106。
 篠田弘・手塚武彦編、学校の歴史第五巻教員養成の歴史・第一法規、1979、pp.124-127。を参考に
 して文部省年報各年報、各年度女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽から作成した。

表2 第六次臨時教員養成所・東京女子臨時教員養成所の学科と卒業生数

第六臨時教員養成所

年	英語科	家事科			国語漢文科	理科	歴史地理科
		家事科第一部 体操家事科	家事科第二部 家事裁縫科 理科家事科	家事科 裁縫科 委託生			
1906 (明治39)	4月	家事科 26人					
1907 (明治40)		家事科 26人					
1908 (明治41)	3月	家事科 26人					
1909 (明治42)		家事科 26人					
1910 (明治43)	4月	家事科 26人					
1911 (明治44)		家事科 26人					
1912 (明治45)	3月	家事科 26人					
1913 (大正2)		家事科 26人					
1914 (大正3)	7月一部二部に	家事科 55人					
1915 (大正4)		家事科 55人					
1916 (大正5)	4月	家事科第一部 21人	家事科第二部 29人				
1917 (大正6)		家事科第一部 21人	家事科第二部 29人				
1918 (大正7)	2月改正	体操家事科 29人	家事裁縫科 21人				
1919 (大正8)		体操家事科 29人	家事裁縫科 21人				
1920 (大正9)	3月	体操家事科 29人	理科家事科 21人				
1921 (大正10)		体操家事科 29人	理科家事科 21人				
1922 (大正11)	3月	体操家事科 29人	理科家事科 21人				
1923 (大正12)		体操家事科 29人	理科家事科 21人				
1924 (大正13)	3月	体操家事科 30人	理科家事科 25人				
1925 (大正14)		体操家事科 30人	理科家事科 25人				
1926 (大正15)	3月	体操家事科 31人	理科家事科 23人				
1927 (昭和2)		体操家事科 31人	理科家事科 23人				
1928 (昭和3)	3月	体操家事科 27人	理科家事科 27人				
1929 (昭和4)		体操家事科 27人	理科家事科 27人				
1930 (昭和5)	3月	体操家事科 20人	理科家事科 20人				
1931 (昭和6)		体操家事科 20人	理科家事科 20人				
1932 (昭和7)	3月	体操家事科 27人	理科家事科 27人				
1933 (昭和8)		体操家事科 27人	理科家事科 27人				
1934 (昭和9)	3月	体操家事科 19人	理科家事科 19人				
1935 (昭和10)		体操家事科 19人	理科家事科 19人				
1936 (昭和11)	3月	体操家事科 28人	理科家事科 28人				
1937 (昭和12)		体操家事科 28人	理科家事科 28人				
1938 (昭和13)	3月	体操家事科 29人	家事裁縫科 29人				
1939 (昭和14)		体操家事科 29人	家事裁縫科 29人				

東京女子臨時教員養成所

年	家事体操科		家政科	理科
	体操科	家事科		
1941 (昭和16)	家事体操科			
1942 (昭和17)	家事体操科			
1943 (昭和18)	家事体操科			
1944 (昭和19)	家事体操科			
1945 (昭和20)	体操科 9月29人	家事科 9月29人		
1946 (昭和21)	体操科 9月28人	家事科 9月28人		
1947 (昭和22)	体操科 22人	家政科 31人		理科 29人
1948 (昭和23)	体操科 7人	家政科 28人		理科 30人

臨時教員養成所における女子体育教師養成人数
 第六臨時教員養成所
 家事科第一部 21人
 体操家事科 252人
 家事科 (計) 273人
 東京女子臨時教員養成所
 家事体操科 86人
 体操科 (計) 29人
 合計 388人

(注)
 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会、お茶の水女子大学百年史、1984年 Pp.873.
 東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自昭和十二年至昭和十三年、1937年、Pp.261、Pp.65
 東京女子高等師範学校編、東京女子高等師範学校六十年史、秀英舎、1934年、Pp.382. から作成

の設立・廃止及び学科」(杉森、1997、p.106)を参考にして、文部省年報、女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覧等を基に、臨教全36校の設置、廃止と設置学科を表1に示した。この表はオリジナルとは言えないが、臨教全体のなかでの第六臨教と東京女子臨教の位置付けを理解するために示した。表からわかるように、臨教の設置、廃止は大きく3期に分かれる。

第1期では、1902(明治35)年に第一から第五臨教、遅れて1906(明治39)年に第六臨教が女高師に設置された。しかし、第六臨教のみ残して他は設置期間4年から12年間で廃止され、1914(大正3)年には第六臨教1校のみになった。女高師本科、専修科との関係は後で述べるが、1911(明治44)年から1937(昭和12)年までは体操科を専攻する学科は女高師に設置されないままになっていた。明治期から昭和旧教育制度期までの女子体育教師養成機関や女子の体操科(体錬科)教員免許状取得者等は既に報告した(掛水、1981、1984、1985、1986、1987)ので、詳細は繰り返さないが、臨教の女子体育教師養成数はわずかの数であったので、高等女学校、実科高等女学校数の急増による増大する女子体育教師の需要に応えることはできず、それを補ったのは私学の女子体育教師養成機関であった。私学は1925(大正14)年、1928(昭和3)年に無試験検定出願許可が得られるまでは卒業後検定試験に合格せねばならなかったが、合格者は少なく、多くは無資格のまま教員となっていたのである。したがって、「臨時教育会議の答申に基づいて中等教育の拡充が図られたにもかかわらず、高等師範学校および女子高等師範学校はこれに即応する組織や制度の改編を行わず、制度上の著しい変化もみられなかった。中等学校教員の供給は臨時教員養成所や教員検定制度に大きく依存しなければならなかった。」(文部省、1972、p.503)ということになる。

「臨時教育会議の答申に基づく中等教育の拡充に伴って、ふたたび臨時教員養成所を設置する機運となった。十一年四月十日臨時教員養成所規程を改正し」(文部省、1972、p.504)と、再び臨教が設置されることになった。この第2期では、第六臨教は

そのまま継続し、1922(大正11)年から1929(昭和4)年にかけて、順次第一から第十六臨教の15校が1期とは別の学校に新設された。第六臨教以外は1932(昭和7)年までに、設置期間3年から11年間で閉鎖された。第六臨教は1939(昭和14)年3月まで33年間継続した。

第3期では1940(昭和15)年から1944(昭和19)年にかけて、第2期と同じ学校に7校、異なる学校に8校の15校が地名を付して設置された。東京女高師には第六臨教に代わって地名を付した東京女子臨教が設置された。「増大する中等学校教員養成の要請に応えようとしている」(篠田弘・手塚武彦編、1979、p.126)ことがわかる。

このように、臨教は必要に応じて臨時的に設置、廃校されるものであったが、杉森も「第六臨と東京女臨の家政系学科に限っては、他の臨教のような『臨時的な養成施設』としてではなく、常設的な施設として存在していたところに他の臨教との違いを見出すことができる」(杉森、2008b、p.157)と指摘するように、第六臨教とその後身の東京女子臨教のみが、臨教という名で1939(昭和14)年度と昭和15年度の二年間を除いて40年間にわたって恒常的に設置されたのである。女高師で教員養成をするべきところ、臨教に任されたままになったのである。

2. 第六臨時教員養成所、東京女子臨時教員養成所における女子体育教師養成

(1) 第六臨時教員養成所設置学科と卒業生数

表2に第六臨教と東京女子臨教に設置された学科と卒業生数を示した。第六臨教は入学生が卒業すると、次の期が入学するシステムであった。第六臨教は1906(明治39)年に英語科が設置され、一期2年で26人の卒業生を出して廃止された。代わって1909(明治42)年に家事科が設置され、家事科は2期6年で81人の卒業生を出した後、家事科第一部(1期21人)、家事科第二部(1期29人)、家事裁縫科(2期49人)、体操家事科(8期252人)、理科家事科(5期116人)等学科名や修業年限に改組を重ねながら、1939(昭和14)年3月の第六臨教廃止まで33年間続

いた。家事裁縫科は教員不足に対応するため、委託生制度を作り、共立女子職業学校、和洋裁縫女学校等6校に養成を委託した程であった。国語漢文科は3期118人、理科は1期26人、歴史地理科は3期79人の卒業生のみを出した。したがって、第六臨教が恒常的になったのは家事科関連教員の不足によるものであり、家事科に裁縫科、理科、体操科を組み合わせ、複数の学科を教えることができる教員を養成していた。

第六臨教では女子体育教師は単科で養成されることはなかった。1915(大正4)年から家事科一部で裁縫科、家事科、体操科を兼ねた教員、1918(大正7)からは体操家事科で家事科と体操科を兼ねた教員が養成された。家事科第一部卒業生一期21人、体操家事科卒業生8期252人の合計273人が体操も専門に学んだ卒業生である。

(2) 第六臨時教員養成所家事科第一部、家事体操科課程

表3は家事科の課程、表4は家事科第一部の課程である。家事科は修身、教育、家事、裁縫、国語、物理及化学、体操、手芸であり、家事科第一部は修身、教育、家事、裁縫、国語は同じで、物理及化学が理科となり、手芸の中にあつた図画のみが学科として残り手芸のうち刺繍、造花の授業がなく、音楽2時間が加わっている。時数の大きな違いは裁縫科の時数を減らし、体操が週1時間から週6時間になったことである。しかし、最も多い時数は裁縫であった。こうして卒業時に「体操科ノ内体操、家事、裁縫」の教員免許状が授与された。1918(大正7)年の改正で家事科を踏襲していた家事科第二部が家事裁縫科に、家事科第一部が体操家事科となり、体操家事科のみ修業年限が2年に短縮された。

表3 第六臨時教員養成所家事科課程

1909(明治42)年度

学科	家事科課程表															
	第一学年			第二学年			第三学年			第三学年						
	第一学期	第二学期	第三学期	第一学期	第二学期	第三学期	第一学期	第二学期	第三学期	第一学期	第二学期	第三学期				
修身	2	人倫徳ノ要領、作法	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左
教育	2	応用心理学	2	同左	2	同左	2	教育ノ原理	2	同左	2	同左	2	教授法	2	教授法、教育法令、管理法
家事	3	衛生実習二回	3	同左	3	同左	3	管理衣食住実習二回	3	同左	3	同左	4	看護、育児、経済家計簿記実習二回割烹	4	同左
裁縫	1.3	裁縫	1.3	同左	1.3	同左	1.3	同左	1.3	同左	1.4	同左	1.4	同左	1.4	同左
国語	2	講読、作文	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左
物理及化学	2	購読、ナル簡易ノ事項	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左	2	同左
体操	1	普通体操	1	同左	1	同左	1	同左	1	同左	1	同左	1	同左	1	同左
手芸	3	刺繍及図画	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左
造花及図画	3	造花2、造花1	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左	3	同左
合計	2.8		2.8		2.8		2.8		2.7		2.6		2.6		2.6	

第三学年第三学期二於テ授業時間以外ニ家事科実地授業ヲ練習セシム
手芸は一科目を選択。
(注)

第六臨時教員養成所、第六臨時教員養成所一覽自明治四十二年四月至明治四十三年三月、1910年、p.12.から作成

表4 第六臨時教員養成所家事科第一部課程(三年制)

1915(大正4)年度

学科	毎週時数	家事科第一部課程表			合計時数		
		第一学年	第二学年	第三学年			
修身	2	実践倫理、作法	2	同左	1	実践倫理、本邦法制	5
教育	2	教育ノ原理	2	教育ノ原理、教授法	2	教育実習、教育法令	6
家事	4	衣職住、実習	6	管理、看護、育児、実習	8	育児、経済、家計簿記、実習	1.8
裁縫	1.0	裁方、縫方、纏方	1.0	同左	1.0	同左	3.0
国語	2	講読、作文	1	同左	1	同左	4
理科	2	生理、衛生	2	同左、物理化学実験	2	同左	6
図画	2	臨画、写生	1	写生、図案			3
体操	6	体操、教練、遊戯	6	同左	6	同左	1.8
音楽	2	唱歌、楽器練習	2	同左	2	同左	6
合計	3.2		3.2		3.2		9.6

(注)
東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正四年四月至大正五年三月、1915年、pp.10-11 から作成

修業年限2年での体操家事科は4期続き、1926(大正15)年4月に修業年限3年となった。表5に修業年限2年、3年の体操家事科課程、表6に修業年限3年の家事科第一部、修業年限2年、3年の体操家事科、修業年限3年の理科家事科、後述の修業年

限3年の東京女子臨教家事体操科、体錬科授業時数を比較して示した。学科目の5割前後が2科の専門科目で占められており、最初に書かれた学科名の比率が高いことがわかる。体操家事科は体操、理科家事科は理科の比率が高い。修業年限2年の体

表5 第六臨時教員養成所体操家事科課程 (二年制)

学科	毎週時数	第一学年		毎週時数	第二学年		合計時数
		科目	時数		科目	時数	
修身	2	実践倫理、作法	2	同左	2	4	
教育	2	教育ノ原理	2	教育ノ原理、教授法、教育法令	2	4	
家事	6	衣職任、実習	6	管理、看護、育児	6	12	
体錬	9	体操、教練、遊戯、理論	9	体操、教練、遊戯、教授法	9	18	
国語	2	講読、作文	2	同左	2	4	
理科	4	生理、衛生、園芸	4	生理、衛生、物理、化学、実験	4	8	
音楽	2	唱歌、楽器、用法	2	同左	2	4	
合計	27		28		28	55	

(注) 東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正八年四月至大正九年三月、1919年、p.13.から作成

(三年制)

学科	毎週時数	第一学年		第二学年		第三学年		合計時数
		科目	時数	科目	時数	科目	時数	
修身	2	実践倫理、作法	2	実践倫理	2	倫理学大意、本邦法制	2	6
教育	2	教育ノ原理	2	同左	2	教授法、教育実習、教育法令	2	6
家事	6	衣職任、実習	6	同左、管理、看護、育児	6	同左、経済、家計簿記、家事概論、教授法	6	18
体錬	8	体操、教練、遊戯、理論	8	同左	8	体操、教練、遊戯、教授法	8	24
国語	2	講読、作文	2	同左	2	同左	2	6
理科	5	生物、生理	5	生理、衛生	5	物理、化学、実験	5	15
音楽	2	唱歌、楽器練習	3	同左	3	同左	3	8
英語	2	講読	2	同左	2	同左	2	6
合計	27		28		28		28	83
	29		30		30		30	89

備考 英語ハ随意科目トス

(注)

東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正十五年四月至昭和二年三月、1927年、p.14.から作成

表6 第六臨時教員養成所、東京女子臨時教員養成所学科、修業年限による授業時間の比較

家事科第一部				第六臨時教員養成所				東京女子臨時教員養成所			
1915 (大正4) 年		1919 (大正8) 年		1921 (大正10) 年		1926 (大正15) 年		1941 (昭和16) 年		1944 (昭和19) 年	
修業年限	3年	修業年限	2年	修業年限	3年	修業年限	3年	修業年限	3年	修業年限	3年
学科目	時数	学科目	時数	学科目	時数	学科目	時数	学科目	時数	学科目	時数
割合		割合		割合		割合		割合		割合	
%		%		%		%		%		%	
修身	5	修身	4	修身	6	修身	6	修身	6	修身公民	6
教育	6	教育	4	教育	6	教育	6	教育	6	教育	7
家事	1.8	家事	1.4	家事	1.9	家事	1.8	家事	2.9	家政	7
体錬	1.8	体錬	1.8	体錬	9	体錬	2.4	体錬	2.7	体育概論	6
										生理衛生	1.3
										教練	6
										体錬	2.7
										武道	9
										国語	5
国語	4	国語	3	理科	2.9	国語	6	国語	3		
理科	6	理科	8	理科	2.9	理科	1.5	理科	1.6		
音楽	6	音楽	4	英語	9	音楽	6	音楽	8		
裁縫	3.0			英語	9.5	英語	6	英語	3		
合計	9.6	合計	5.5	合計	9.5	合計	8.9	合計	9.8	合計	11.0

(注)

東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正四年四月至大正五年三月、1915年、pp.10-11.

東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正八年四月至大正九年三月、1919年、p.13.

東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正十年四月至大正十一年三月、1921年、p.14.

東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正十五年四月至昭和二年三月、1927年、p.14.

東京女子臨時教員養成所規則制定ノ儀伺(昭和十六年三月十三日)、学則、規則に関する許認可文書・直轄学校、

自昭和15年4月至昭和20年1月から作成

操家事科は修身、教育、家事、体操、国語、理科、音楽であり、家事科一部では31.3%を占めていた裁縫がなくなり、最も多い時数は32.7%を占める体操となった。裁縫をなくすことにより、修業年限が一年短くなって他の学科時数は大きく変わっていない。修業年限3年の体操家事科では、随意科として英語が加わり、全ての科目の授業数が増えている。なかでも国語と理科の授業が増えている。理科の内容は、生理、衛生、園芸、物理、化学、実験などであり、体操にも家事にも基礎となる学科である。

昭和19年9月に29人、昭和20年9月に28人の合計86人が卒業した。昭和17年に理科が設置され2期59人が卒業した。

1944(昭和19)年4月からは家事体操科は家政科と体錬科に分かれた。体錬科は体錬科のみの教員を養成することになり、体錬科体操のみの免許が与えられた。1947(昭和22)年3月に22人、昭和23年3月に7人の合計29人が卒業した。家政科も同時期に31人、28人の合計59人が卒業した。

東京女子臨教で家事体操科86人、体錬科29人、合計115人が体操、体錬を主として学んだ。

(3) 東京女子臨時教員養成所学科と卒業生数

第六臨教廃止の二年後、1941(昭和16)年4月に設置された東京女子臨教家事体操科は毎年入学生を受け入れるシステムで、修業年限3年であった。3期まで半年繰り上げて1943(昭和18)年9月に29人、

(4) 東京女子臨時教員養成所家事体操科、体錬科課程

表7に東京女子臨教家事体操科課程を示した。また、前出の表6に第六臨教からの時間数の変化を示

表7 東京女子臨時教員養成所家事体操科課程

1941(昭和16)年

学科目	第一学年		第二学年		第三学年		合計 時数
	時数	教授事項	時数	教授事項	時数	教授事項	
修身	2	東洋倫理、作法	2	公民科、倫理	2	国民道徳	6
教育	2	心理論理	2	教育学	2	教授法、学校管理法、教育法令、教育実習	6
家事	5	衣類整理、食物調理法	1 1	衣類整理、食物調理法、食品及栄養、家事経済及簿記、住居	1 3	養老、育児、看護、食物調理法、食品及栄養、家事経済及簿記、家庭教育論、家事概論	2 9
体操	9	体操、教練、遊戯、競技、武道、体育概論	9	同左	9		2 7
理科	9	物理、化学、生物	4	生理衛生、運動医学、園芸	3	生理衛生、運動医学	1 6
音楽	3	楽器練習、唱歌	3	同左	2	楽器練習	8
国語	1	講読、作文	1	同左	1	同左	3
英語	1	講読	1		1		3
合計	3 2		3 3		3 3		9 8

(注) 東京女子臨時教員養成所規則制定ノ儀伺(昭和十六年三月十三日)、学則、規則に関する許認可文書・直轄学校、自昭和15年4月至昭和20年1月から作成

表8 東京女子臨時教員養成所体錬科課程

1944(昭和19)年

学科目	第一学年		第二学年		第三学年		合計 時数
	時数	教授事項	時数	教授事項	時数	教授事項	
修身公民	2	倫理説理、礼法	2	公民、東洋倫理	2	国民道徳	6
教育	2	心理学	2	教育学、教育史	3	教育学、教授法、教育法令、学校管理法	7
家政	0		4	家政学、食物	3	家庭教育、食物	7
体育概論	2	体育概論	2	体育概論、体育史	2	体育概論、体育史	6
生理衛生	4	生理、運動医学、解剖	4	衛生、看護	5	同左	1 3
教練	2	教練	2	同左	2	同左	6
体操	9	体操、遊戯	9	同左	9	同左	2 7
武道	4	薙刀、弓道	2	薙刀	2	薙刀	9
音楽	4	歌唱、楽典、聴覚訓練、楽器練習	4	同左	3	楽器練習	1 1
国語	2	講読、作文	2	同左	1	同左	5
英語	2	講読	0		0		2
計	3 3		3 3		3 2		9 8
修練	4		4		4		1 2
総計	3 7		3 7		3 6		1 1 0

本表ノ外夏期ニ於テ水泳冬期ニ於テ雪滑ヲ課ス又第三学年ニ於テ教育実習ヲ課ス

(注) 東京女子臨時教員養成所規則改正ノ件(昭和一九年一〇月一〇日結了)、学則、規則に関する許認可文書・直轄学校、自昭和15年4月至昭和20年1月から作成

してある。第六臨教体操家事科から東京女子臨教家事体操科への変化は、体操家事科から家事体操科への変更が示すように家事科授業数の増加が最も目立つ。家事の授業内容は分化し、より専門的になっている。体操科の授業数に大きな違いはないが、体操中の教練が武道となり、理論が体育概論となっている。

表8に東京女子臨教体錬科課程を示した。臨教で初めて、体錬科に特化した教員を養成することになった。従来、体操と総称していた学科は体育概論、生理衛生、教練、体操、武道に学科名が細分化し、全体の61%の授業が体操関連の科目となり、音楽の時間も増えた。家事から改称した家政は7時間のみとなった。体操から独立した武道では弓道、薙刀が課され、体育概論では体育概論、体育史が課されている。

第六臨教と東京女子臨教の中心は家事科(家政科)と体操科(体錬科)であった。家事科と体操科は女子教員が受け持つことが多く、高等女学校、実科高等女学校の増設により、この2科の女子教員が不足していたためである。

3. 女子高等師範学校での体操科教員養成と臨時教員養成所での女子体育教師養成の関係

臨教は教員不足に応じて設置されるものであるが、第六臨教、東京女子臨教は例外的に恒常的であったこと、家事科(家政科)と体操科(体錬科)の教員養成が主であったことは前節で述べた。では、中等教員養成の主流であった女高師では、これらの学科の教員養成状況はどのようであったのであろうか。

女高師の変遷を簡単に述べておく。1875(明治8)年に設立された東京女子師範学校は当初5年の修業年限で「育幼ノ責ニ任スル者ヲ養成スル所ナリ」としていたが、1877(明治10)年に修業年限を3年半に短縮し、「小學の師範たるべき女子を養成する」ことに改めた。1883(明治16)年からは予科を廃したことにより、本科の修業年限は4年となった。1885(明治18)年に東京師範学校に合併され、東京師範学

校女子部となった。1886(明治19年)の師範学校令の施行により、東京師範学校は高師となり、中等教員養成の機関となったが、女子部では小學師範学科を継続して1895(明治28)年3月に三人の卒業生を出す時まで継続した。1890(明治23)年3月24日に高師から女子部を分離し、女高師を創設した。それまでの高等師範学科を1897(明治30)年から文科、理科に分け、1899(明治32)年には技芸科が設置され、技芸科は1914(大正3)年に家事科に名称を変更した(東京女子高等師範学校、1934)。女高師は当初は東京のみに設置していたが、1908(明治41)年に奈良女高師、1945(昭和20)年に広島女高師が設置され3校となった。

女高師には本科と専修科があった。表9に示したように、修業年限4年の女高師本科学科には文科、理科、技芸科(のち家事科)は明治期から設置されていたが、体育科は1937(昭和12)年まで設置されなかった。

東京女高師専修科を表10に示した。専修科とは特定の学科を専修するもので、教員の需要が増したことにより、1897(明治30)年から1928(昭和3)年までに6つの専修科が設けられた。本科は4年間の修業年限であったのに対して、専修科は学科を限定して学ぶため、修業年限2年から3年と短期であった。1903(明治36)年4月から1期2年で4期のみ国語体操専修科が設けられた。したがって、女高師では1903(明治36)年1月以前と1911(明治44)年3月から1937(昭和12)年5月までは体育教師を主として養成する学科はなかったのである。したがって、他科の専攻であっても体操の授業はあったので、他科の卒業生が体操科の免許状も併せて得て、赴任先で体操科の授業も担当することが多かった。例えば、1890(明治23)年3月に女高師高等師範学科卒業生の安井てつら13名全員が師範学校女子部、高等女学校の学科を限定しない教員免許状を得ている。旧教育制度期においては男女別学であり、男子は男女中等学校の教員免許状を得ることができたが、女子は女子の学校の教員免許状のみを取得できた。1897(明治30)年からは学科を明記した教員免許状になり、同年は20人全員が修身、教育をはじめ普通

表9 女子高等師範学校3校本科の学科

年度	東京女子高等師範学校 (明治41年まで女子高等師範学校)			奈良女子高等師範学校			広島女子高等師範学校		
	文学科 家政科 理科 体育科	音楽科 美術科 家庭科 保健科	英語科 算数科 理科 家庭科 保健科	国語漢文部 地理歴史部 博物化学部	理科 家庭科	理科 家庭科	理科 家庭科	理科 家庭科	理科 家庭科
1894 (明治27)									
1895 (明治28)									
1896 (明治29)									
1897 (明治30)									
1898 (明治31)									
1899 (明治32)									
1900 (明治33)									
1901 (明治34)									
1902 (明治35)									
1903 (明治36)									
1904 (明治37)									
1905 (明治38)									
1906 (明治39)									
1907 (明治40)									
1908 (明治41)									
1909 (明治42)									
1910 (明治43)									
1911 (明治44)									
1912 (明治45)									
1913 (大正2)									
1914 (大正3)									
1915 (大正4)									
1916 (大正5)									
1917 (大正6)									
1918 (大正7)									
1919 (大正8)									
1920 (大正9)									
1921 (大正10)									
1922 (大正11)									
1923 (大正12)									
1924 (大正13)									
1925 (大正14)									
1926 (大正15)									
1927 (昭和2)									
1928 (昭和3)									
1929 (昭和4)									
1930 (昭和5)									
1931 (昭和6)									
1932 (昭和7)									
1933 (昭和8)									
1934 (昭和9)									
1935 (昭和10)									
1936 (昭和11)									
1937 (昭和12)									
1938 (昭和13)									
1939 (昭和14)									
1940 (昭和15)									
1941 (昭和16)									
1942 (昭和17)									
1943 (昭和18)									
1944 (昭和19)									
1945 (昭和20)									
1946 (昭和21)									
1947 (昭和22)									
1948 (昭和23)									
1949 (昭和24)									
1950 (昭和25)									
1951 (昭和26)									
1952 (昭和27)									

表10 東京女子高等師範学校に設置された専修科

年	家事専修科	国語漢文専修科	地理歴史専修科	国語体操専修科	数学物理化学専修科	園商専修科
1897 (明治30)	家事一回 22人					
1898 (明治31)						
1899 (明治32)		1月 国語漢文 39人	9月 地理歴史一回 33人			
1900 (明治33)		3月 国語漢文一回 36人	3月 地理歴史一回 26人			
1901 (明治34)						
1902 (明治35)	家事二回 15人					
1903 (明治36)	家事三回 24人					
1904 (明治37)	家事四回 26人					
1905 (明治38)						
1906 (明治39)						
1907 (明治40)						
1908 (明治41)						
1909 (明治42)						
1910 (明治43)						
1911 (明治44)						
1912 (明治45)						
1913 (大正2)						
1914 (大正3)						
1915 (大正4)						
1916 (大正5)						
1917 (大正6)						
1918 (大正7)						
1919 (大正8)						
1920 (大正9)						
1921 (大正10)						5月 園商3年 11人
1922 (大正11)						3月 12人
1923 (大正12)						3月 13人
1924 (大正13)						3月 12人
1925 (大正14)						
1926 (大正15)						
1927 (昭和2)						
1928 (昭和3)						3月 11人
1929 (昭和4)						
1930 (昭和5)						
1931 (昭和6)						
1932 (昭和7)						
1933 (昭和8)						
1934 (昭和9)						
1935 (昭和10)						
1936 (昭和11)						
1937 (昭和12)						
1938 (昭和13)						
1939 (昭和14)						
1940 (昭和15)						
1941 (昭和16)						
1942 (昭和17)						
1943 (昭和18)						
1944 (昭和19)						
1945 (昭和20)						
1946 (昭和21)						
1947 (昭和22)						
1948 (昭和23)						
1949 (昭和24)						
1950 (昭和25)						
1951 (昭和26)						
1952 (昭和27)						

(注) 東京女子高等師範学校、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自昭和十二年至昭和十三年、昭和十三年、Pp.261、Pp.65。
東京女子高等師範学校編、東京女子高等師範学校六十年史、秀英舎、1934年、Pp.382、から作成

(注) 東京女子高等師範学校編、東京女子高等師範学校六十年史、秀英舎、1934年、Pp.382。
『公衆の女女子学百年史』刊行委員会編、志原の女女子学百年史、1984年、Pp.856。
奈良女子大学、奈良女子大学六十年史、奈良女子大学、1970年、Pp.398。
広島大学二十五周年編纂委員会編、広島大学二十五周年史包括学校史、広島大学、1977年 p.478、から作成

体操を含んだ16科の教員免許状を得た。明治30年12月に文科理科に分けられてからは(明治32年2月には技芸科も設置)体操科の教員免許状を得たのは三分の二程度であった。

1937(昭和12)年の体育科設置以前から、女高師卒業生には全員ではないものの自分の専門とする教科と共に体操科教員免許状が与えられていた。しかし、体操科の教員ではなかった。官立では、女高師に代わって長い間、第六臨教家事科第一部、体操家事科、東京女子臨教家事体操科、体錬科が女子体育教師養成を担っていたのである。

4. 第六臨時教員養成所、東京女子臨時教員養成所が女子体育教師養成史に及ぼした影響

臨教の機能上の特色を杉森は、「まず第1点は、低コストで教員を養成できるという点である。(中略)第2点は、安易な設置・廃止が、中等教員養成政策における需給のバランスーとなっていた点である。」(杉森、1997、p.97-98)としている。

男子の場合は1886(明治19)年4月、体操伝習所廃止とともに高等師範学校体操専修科が設置された。翌年7月に募集停止し、1899(明治32)年6月に再開、明治36年修身体操専修科、明治39年文科兼修体操専修科、大正2年体操専修科、大正4年特科体育科、大正10年体育科という流れで1899(明治32)年6月以後は体操科や体育科が設置されていた。さらに、1941(昭和16)年3月には体育教員養成を目的とした官立学校として東京高等体育学校(昭和19年5月東京体育専門学校に改称)が設置されている。それでも体錬科教員が不足しているので、東京高等体育学校に東京第三臨教体錬科を設置し、体錬科教師を養成したのである。これは臨教の本来の姿で、東京第三臨教体錬科は高師体育科、東京高体の教員養成不足を補っている。

しかし、女子の場合は前節で述べたように、女高師本科に1937(昭和12)まで体育科が設置されておらず、国語体操専修科も1903(明治36)年から1911(明治44)年のわずか8年の設置であった。したがって、

わずかな年数以外はバランスを取る相手の女高師学科がないまま、臨教の体操家事科、家事体操科、体錬科に女子体育教師養成が任ざられてしまったのである。女高師「助教授」は臨教では「教授」として兼ね、女高師本科は修業年限4年、臨教は修業年限2年か3年などと、一段下の格付けであった。わが国の女子体育教師養成は一段下で行われたということを示すといえよう。

教員養成のための官立学校以外の学校が無試験検定の許可校となるためには、「高等師範学校又ハ女子高等師範学校ノ当該学科目ノ課程ト同等以上」でなければならなかった。しかし、修業年限4年の女高師には体育関係学科がなかったため、当初は修業年限2年の第六臨教との比較で無試験検定許可校の審査がされたため、修業年限2年の私立東京女子体操音楽学校(昭和19年に専門学校になってからは3年)や中京高女家事体操専攻科、修業年限3年の日本女子体育専門学校が許可されることになった。船寄俊雄・無試験検定研究会(2005)も指摘しているように、無試験検定許可の文部省文書には参照として第六臨教体操家事科の課程表が示され、第六臨教と比較された(文部省、1925)。表11は第六臨教体操家事科(修業年限2年と3年)、中京高女家事体操専攻科(修業年限2年)、私立東京女子体操音楽学校(修業年限2年)、東京女子体育専門学校(修業年限3年)、日本女子体育専門学校(修業年限2年)の学科時数の比較である。無試験検定許可に至るまでの詳細は別稿に譲り、学科時数のみを比較する。私立東京女子体操音楽学校(修業年限2年)、東京女子体育専門学校(修業年限3年)、日本女子体育専門学校(修業年限2年)には家事科はないので単純に比較できないが、各校の特色を出しながら第六臨教に準じていることがわかる。中京高女家事体操専攻科(修業年限2年)は第六臨教体操家事科修業年限2年とはほぼ同じ学科である。

無試験検定許可校になることによって、卒業生は無資格ではなく、教員免許状を有した高等女学校教師になることができることになった。しかし、体操科のみが女高師より修業年限の短い臨教と比較しての無試験検定許可であったので、結果的には、他教科

表11 第六臨時教員養成所体操家事科と無試験検定許可学校(私学)の学科時数の比較

変更許可日 適用	官立 教員養成学校				無試験検定許可学校(私学)									
	第六臨時教員養成所 体操家事科 大正15年4月 3年制				中京高等女学校 家事体操専攻科 昭和3年3月 昭和3年3月 以後の卒業生	私立東京女子 体操音楽学校 大正14年2月 大正14年3月 以後の卒業生	東京女子体育 専門学校 昭和19年3月 昭和21年1月 昭和22年3月 以後の卒業生	日本女子体育専門学校 昭和3年6月 昭和4年3月以後の卒業生						
修業年限 授業時間数	2年		3年		2年		3年		3年		専修科2年			
	修身	4	修身	6	修身	4	倫理	1	道義	6	修身	3	修身	2
	教育	4	教育	6	教育	4	教育	4	教育	6	教育学及 体操教授法	6	教育学及 体操教授法	4
	家事	1.4	家事	1.8	家事	1.4			家政	3				
	体操	1.8	体操	2.4	体操	2.0	体操 遊技 水泳	2 3 1 2 集中	体錬	2 7	手芸(編物、 刺繍) 体操(関係)	3 3	手芸(編物)	6 3 4
	国語	3	国語	6	国語	4			水泳	3 週 1 週	武術	3	武術	2
	理科	8	理科	1.5	理科	8	物理化学	2	武道	6	国語	6	国語	4
	音楽	4	音楽	6	音楽	4	生理	1	人文	6	音楽 生理解剖学 及 衛生看護学	6	音楽 生理解剖学 及 衛生看護学	8 10
			英語	6			英語	6	音楽 基礎学	2 7 1 2	体育理論	6	体育理論	2
							マッサージ	2			女子競技選 手指導法	3	女子競技選 手指導法	3
									体育理論	6				
									教練	6				
									修練	1				

(注) 文部省(1925)無試験検定許可学校追加ノ件、公私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ヲ許可シタル学校(国立公文書館蔵)から作成

に比べて女子体育教師の格を下げることにあったと考えられる。

まとめ

臨教のなかで、第六臨教とその後身の東京女子臨教のみが、臨教という名で二年間のブランクを挟んで、40年間にわたって恒常的に設置されていた。女子の官立学校は長い間、東京女高師と奈良女高師のみであり、高等女学校、実科高等女学校の増設により女子教員が不足していたためである。

第六臨教と東京女子臨教の中心は家事科(家政科)と体操科(体錬科)であった。女高師体育科設置が1937(昭和12)年と遅かったこと、家事科と体操科は女子教員が受け持つことが多かったため、この2科の女子教員が不足していた。そのため、第六臨教と東京女子臨教において、臨教でありながら恒常的に女子体育教師養成が行われたのである。

女高師では1937(昭和12)年の体育科設置以前から、卒業生には全員ではないものの自分の専門とする教科と共に体操科教員免許状が与えられていた

が、本人たちにも女子体育教師という認識はなかった。女高師に代わって長い間、第六臨教家事科第一部、体操家事科、東京女子臨教家事体操科、体錬科が女子体育教師養成を担っていたのである。

官立では女高師本科、女高師専修科、臨教という序列で女子体育教員養成が行われ、さらに無試験検定、試験検定の文部省教員検定試験合格者が存在した。男子の場合は高師にバランスを取る相手があったが、女子の場合は、バランスを取る相手である女高師体育科が1937(昭和12)年まで設置されないまま、長期にわたって第六臨教、東京女子臨教で短期養成、低コストの教員養成が続けられた。

教員養成を目的とする官立学校が、家事と併せてあるいは単科の女子体育教師を輩出した役割は認められるが、短期養成、低コストの教員養成は他教科に比べて女子体育教師の格を下げるようになった。

女子体育教師が養成されたと言っても、その数は余りにも少なかったため、さらに文部省教員検定試験合格者、特に無試験検定合格者に頼ることになった。本来、無試験検定許可校は女高師本科学科と準じていなければならなかったが、臨教と比較して

許可されたため無試験検定許可校の教育内容も臨教とそれに準じるものになった。

女子の高等女学校、実科女学校の増加を背景に、多数の女子体育教師を必要とした。複数の科目を担当する高等女学校教師から、短期養成により家事と体操科、体錬科のみを担当する女子体育教師へ特化して行くなかで、低コストで女子体育教師養成を行うことにより女子体育教師の格を下げた国の責任は大きいのではないかと考えられる。

注

- 1) ここでの旧教育制度期とは、1949(昭和24)年に教育職員免許法による新教員養成制度が始まるまでをいう。
- 2) 学科名は体操科、体錬科であるので女子体操科教員養成、女子体錬科教員養成ということになるが、女子体育教師養成と総称する。
- 3) 国立公文書館所蔵文書では1902(明治35)年3月27日に勅令第百号「臨時教員養成所官制」が公布されている。官報には翌28日に掲載された。法令全書では勅令第百号(官報 三月二十八日)としている。『明治以降教育制度発達史』、『学制百年史資料編』等文部省関連書では28日となっている。本研究では、国立公文書館所蔵文書の27日を採用した。

文献

第六臨時教員養成所(1910)第六臨時教員養成所一覽自明治四十二年四月至明治四十三年三月。第六臨時教員養成所：東京。

船寄俊雄・無試験検定研究会編(2005)近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究、学文社：東京。

広島大学二十五年史編纂委員会編(1977)広島大学二十五年史包括学校史。広島大学：広島、p.478。

法令全書(1902)明治三五年三月勅令第百号

掛水通子(1981)明治期における女子体育教員養成機関に関する歴史的研究-東京女子体操音楽学校、日本体育会体操学校女子部、女子高等師範

学校女子部国語体操専修科の比較研究-。東京女子体育大学紀要、16:1-12。

掛水通子(1984)明治期における体操科教員免許状取得者について-中等学校教員免許状女子取得者を中心として-。東京女子体育大学紀要、19:1-11。

掛水通子(1985)「女子体育は女子指導者の手での出現をめぐる一考察-大正初期まで-。東京女子体育大学紀要、20:1-10。

掛水通子(1986)大正期における女子体育教員に関する研究。東京女子体育大学紀要、21:13-25。

掛水通子(1987)昭和期旧制度における中等学校体操科(体錬科)教員免許状女子取得者について。東京女子体育大学紀要、22:1-10。

国枝タカ子(1969)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所体操科に関する研究(第一報)、体育学研究、13(5):32。(口頭発表抄録)

国枝タカ子・沢本和子(1970)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所体操科に関する研究(第二報)、体育学研究、14(5):21。(口頭発表抄録)教育公報258号(明治35年4月1日)

官報号外、明治35年3月28日。p.15-16

文部省(1903)文部省第二十九年報(復刻版1968年宣文堂)文部省：東京。

文部省(1925)無試験検定許可学校追加ノ件、公私立学校卒業生ニ対シ無試験検定ヲ許可シタル学校(国立公文書館蔵)

文部省(1941)東京女子臨時教員養成所規則制定ノ儀伺(昭和十六年三月十三日)、学則、規則に関する許認可文書・直轄学校、自昭和15年4月至昭和20年1月(国立公文書館蔵)

文部省(1944)東京女子臨時教員養成所規則改正ノ件(昭和一九年一〇月一〇日結了)、学則、規則に関する許認可文書・直轄学校、自昭和15年4月至昭和20年1月(国立公文書館蔵)

文部省(1972)学制百年史資料編(1981版)、帝国地方行政学会：東京。

文部省年報各年報

文部省内教育史編纂会(1938)、明治以降教育制度発達史第四巻、教育資料調査会：東京。

- 文部省内教育史編纂会(1939)、明治以降教育制度発達史第七巻、教育資料調査会:東京。
- 中村民雄(1985)大正期における体操科教員資格制度の研究。福島大学教育学部論集、37:7-16。
- 中村民雄(1989)戦前における体操科教員資格制度の研究。福島大学教育学部論集、46:33-46。
- 奈良女子大学(1970)奈良女子大学六十年史。奈良女子大学:奈良。
- 根生誠(1999)戦前の臨時教員養成所数学科の変遷とその意義について、科学史研究、第II期 38(209):43-48。
- 根生誠(2004)戦前の数学科中等教員養成:臨時教員養成所数学科の設置をめぐる(科学史入門)、科学史研究、第II期 43(229):40-44。
- 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会編(1984)、お茶の水女子大学百年史。お茶の水女子大学:東京。
- 坂本麻実子(2008)第四臨時教員養成所における音楽教員の養成、桐朋学園大学研究紀要、34:47-59。
- 篠田弘・手塚武彦編(1979)学校の歴史 第五巻 教員養成の歴史、第一法規:東京
- 杉森知也(1997)臨時教員養成所の設立と機能について、教育学雑誌、31:94-106。
- 杉森知也(2000a)中等教員の「計画的養成」と臨時教員養成所-1922~1932年頃における実態の検討から-、研究紀要、60:129-142。
- 杉森知也(2000b)中等教員養成史上における臨時教員養成所の位置と役割、日本の教育史学、43:60-76。
- 杉森知也(2008a)家政系中等教員養成における臨時的措置-第六臨時教員養成所と委託学校との関係性を中心に、日本教師教育学会年報、17:83-93。
- 杉森知也(2008b)臨時教員養成所家政系学科の機能と実態-東京女子高等師範学校の附設校を中心に-、研究紀要、75:157-173。
- 東京女子高等師範学校編(1934)東京女子高等師範学校六十年史。秀英舎:東京。
- 東京女子高等師範学校(1915)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正四年四月至大正五年三月。東京女子高等師範学校:東京。
- 東京女子高等師範学校(1919)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正八年四月至大正九年三月。東京女子高等師範学校:東京。
- 東京女子高等師範学校(1921)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正十年四月至大正十一年三月。東京女子高等師範学校:東京。
- 東京女子高等師範学校(1927)東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自大正十五年四月至昭和二年三月。東京女子高等師範学校:東京。
- 東京女子高等師範学校(1938)、東京女子高等師範学校第六臨時教員養成所一覽自昭和十二年至昭和十三年。東京女子高等師範学校:東京。
- 勅令第百号「臨時教員養成所官制」(国立公文書館蔵)